



こたけ

議会だより

第 201 号

平成25年 8月1日

■発行 小竹町議会
 福岡県鞍手郡小竹町
 TEL 09496-2-1967
 FAX 09496-2-1140
 ■編集 議会広報編集委員会
 ■印刷 マツオ印刷株式会社

小竹祇園祭 子どもみこし



(7月14日 貴船神社)



(7月1日 役場ロビー)



小竹幼稚園 七夕かざり

もくじ

- ◆ 主な議案…………… 2
- ◆ 平成25年度補正予算 …… 2
- ◆ 一般質問…………… 3
- ◆ 議会が同意した人事…………… 6
- ◆ 陳情・請願・意見書…………… 6

6月定例会

(平成25年6月6日～平成25年6月14日 9日間)

初盆会の御香典や寄付は 禁じられています。

ことしもお盆の季節を迎え、初盆のご家庭には、謹んでお悔やみ申し上げます。

議員の初盆会での御香典や、諸行事等での寄付行為は、公職選挙法で禁止されています。

6月定例会の主な議案

6月定例会は、6月6日から6月14日まで、会期9日間の日程で開かれました。
条例案・予算案等の議案が提出され、審議の結果、賛成多数で可決しました。

庁舎建設審議会条例を制定

本町の庁舎建設に関して、新庁舎の基本的計画、建築手法、機能、規模、用地、費用等について調査審議するため、審議会条例が制定されました。

審議会の委員は、13人以内で組織され、次の中から選ばれます。

- ・ 学識経験者
- ・ 議会の推薦者
- ・ 町内各種団体の推薦者
- ・ 町の住民
- ・ 町職員

この条例は、平成25年7月1日から施行されています。

南小学校大規模改造工事(1・3工区)契約に同意

国の「地域の元気臨時交付金」等を活用し、南小学校の大規模改造工事が、本年6月18日から10月31日までの工期で行なわれます。

この工事は、管理棟、特別教室棟及び普通教室棟の屋上の防水、外壁改修工事と床材の張替え等です。

また、議会でも要望があったトイレの洋式化工事も一部実施されます。

子ども・子育て会議条例を制定

国の「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を総合的、計画的に推進していくうえで必要な事項や施策の実施状況を調査審議するため、会議条例が制定されました。

- ・ 学識経験者
- ・ 子どもの保護者
- ・ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- ・ 町長が必要と認める者

この条例は、平成25年7月1日から施行されています。

財産の取得



購入から19年が経過し、老朽化した町消防団第3分団消防車を新たに1千869万円で購入するものです。

問 認知症の方の把握ができる体制が整っているのか。

答 地域包括支援センター、在宅介護支援センターの総合相談事業で対応しています。また、高齢者の見守りネットワークをつくり、連絡体制を整備しています。

問 認知症グループホームの設置

答 町内に6施設ありますが、未設置は2施設です。いずれも消防法基準外の施設で、うち1施設は今年度設置予定です。残り1施設に対しては、融資や補助金等の案内を通じて、設置のお願いをしています。

予算委員会の主な質疑

問 子ども・子育て会議条例を制定して、開催回数ができるのか。

答 開催回数については、条例の目的を達成するために、十分に検討します。

問 町が他人の土地を公衆用道路、河川、学校用地など勝手に使用している形跡がある。どれ位の件数と面積があるのか。

答 的確な数値は把握していませんが、そういった状況がわかり次第、直ちに調査をし、対策を講じていきます。町としては、地権者の立場になって対応をしています。

平成25年度 補正予算

可決

一般会計... 3,441万円

そこが知りたい 一般質問



○職員採用試験要件は

吉野 欽也 議員

住民に最も身近な基礎自治体である市町村は、より主体的に複雑多様化する住民ニーズに対応することが求められている。

そのため、何事にも意欲を持ち、時代や環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる優秀な人材を求める必要がある。

① 住所要件

近年、全国の市町村では、町外に居住する職員が増加し、住民税の納付先と地域の活動への参加の問題など、住民から不満が出ている。

試験にあたり、受験資格に町内に居住する者又は採用後、町内に居住するなど住所要件を付している市町村が増加している。

本町でも住所要件を付すべきではないか。

② 試験制度の見直し
現在、多くの市町村では、従来の教養試験ではなく、あらゆる職務を遂行する上で必要な文章理解能力、論理的思考力などを評価する基礎能力試験が実施されている。

本町においても、基礎能力試験と人間性を重視した、人物重視、面接重視の試験制度に見直す時期ではないか。

③ 社会人枠

実務経験のノウハウを地域活性化に生かすため、社会人として様々な経験と努力を積み重ねてきた方々を対象として、多くの市町村で、社会人枠を設けて試験が実施されている。

本町でも、意欲とやる気のある社会人を採用する計画があるのか。

松尾町長

① 住所要件は、地方公務員法第19条の規定で、本町に限らず、広い地域から、平等・公平に募集をしなければならぬ法の主旨があります。

そのことにより、小竹町在住の皆様に限って試験を行なうことは難しいと思います。が、その条件を解消できる方法があれば、検討したいと考えています。

② 筆記試験は、全国統一の教養試験問題を採用し、面接は、集団討論などの方法を取り入れながら、人間性豊かで、学力のある人材を採用するよう努めています。

③ 一般事務職の採用年齢は30歳未満で、社会人として実績を持った方も受験できます。また、技術職・専門職は資格を有し、職務経験が豊かな方を採用しています。

職員として採用した以上は、住民の皆様と一緒に頑張って頑張っていける人材に成長させることが何よりも大切です。

本年度から地域協働の町づくり事業で、地域担当制を導入し、職員の質の向上に努めています。

○本町の地盤沈下の調査を



宮野 一男 議員

本町は鉱害による地盤沈下で、家屋や農地が大きな被害を受けた。鉱害復旧は終わつたが、いまだに沈下し続けている。

今、田植えが行なわれているが、農業委員会のアンケート調査でも、町全域で水田の傾きが確認されている。

国は、農業の将来について持続可能なものにするため、人・農地プランの作成を義務付けている。



【御徳地区の水田の様子】

本町における課題のなかで、地盤沈下による傾きの解消をあげている。傾きの解消がなければ本町の農業の未来はないと思う。

また、地盤沈下の原因に、飲料水の汲み上げがあるのではないかとの指摘もある。

飲料水は御徳地区で汲み上げているが、この地区の水田の傾きが本町のなかでも特にひどいと感じる。

地盤沈下が鉱害による浅所陥没なのか、地下水の汲み上げによるものか、町として調査すべきではないか。

今、鉱害を調査する機関は特定鉱害復旧事業センターとなっている。

調査依頼は各市町村なので、町として依頼をするべきでは。

松尾町長 地盤沈下の要因として、炭鉱鉱害の充填水（掘った穴を水で埋める）

と、自然にわき出る地下水があります。地下水を抜けば地盤は下がってきます。

自治体として結論を言うならば、農地の不陸、用排水路、道路など、さまざまなか所で若干の地盤沈下がある

と聞いています。

臨時鉱害復旧法が平成13年に失効して、二次鉱害が盛んに取り沙汰されています。

これを国の責任として救済していくとなると、市町村が国・県に陳情し、法律なり何らかの法的な整備をしていくことが最善の解決策だろうと思っています。

現在は、出来る限り不陸等については、表土があれば入れていきながら、農地を維持しています。

また、用水路についても若干の補正を加えて維持しています。

今後は、分担金条例など、受益者負担も含めて、町の政策の中で二次鉱害対策を進めていきたいと思えます。



○脊椎側わん症検査の実施を

大安 美佐代 議員

また、講演会などで、生徒や、保護者にも認識を徹底させる事も大切なことではと考えるが。

脊椎側わん症の発生頻度は、全体では1から2%、小学校高学年で0.4%、中学校は1%程度の発生率だが、女子中学生は頻度が高く2.4%となっているので注意を必要とする。

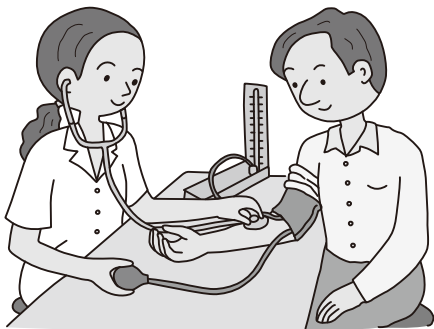
小・中学校における脊椎側わん症対策はどのようになっているか。

この病は発見が遅れると、肺の機能低下や心臓の合併症などが起こってくる。

また、女性は出産育児にも影響が出てくるのでは。

将来の生活を健康で過ごすために、早期発見ができる仕組みを一日でも早く作るべきではないか。

レントゲン撮影などで児童生徒の身体に悪影響がでるとすれば、モアレ検査などで行なうてはどうか。



須堯教育長 学校保健法の施行規則に基づき、就学時健診を行っています。

この健診は、学校に入学するにあたり、実施が義務づけられているものです。

その検査項目の中に、脊柱の異常に関する検査がすでに入っています。

検査では、学校医が視診と触診で、背骨が曲がっているかどうかなどの異常を検査します。

本町では過去6年間の検査結果では、異常が発見されたとの報告は1件もありません。

この病気は、女子の発症率が高く、ちょうど小学校4年生ごろから中学生までの思春期に当たる年齢ですから、上半身からお尻まで撮影するモアレ検査を実施することには配慮が必要になってきます。

●モアレ検査とは

格子を通した光を背中にかけて、その縞模様様の左右非対称から脊柱の変形を調べる検査方法

県内65%の自治体が本町より子どもの医療費助成制度の拡充が進んでいる。福岡市や北九州市への交通のアクセスが良いのに、若者の定住促進は進んでいない。若者を支援し、子育て世代を応援する「子どもの医療費助成制度」が近隣自治体と比較して遅れていることは大きな問題である。

次世代を育てる子育て世代を支えるのは、本町の重要な役割ではないか。



○小学校卒業まで
医療費の無償化を

○小・中学校に
エアコンの設置を

広瀬 早美 議員

本町のアンケート調査では、町に期待することとして
①子育てのための経済的支援
②子どもたちの遊び場や機会の充実
③小児緊急医療体制の充実となっている。

財政事情があつたととしても、県下平均から大きく遅れることなく、制度の充実は少子高齢化が顕著に表れている本町は「子どもの医療費助成制度」を小学校卒業まで拡充すべきときではないか。

気象庁が「猛暑日」を定義した以降は、真夏の気温が明らかに上昇している。

小・中学校では、「暑くて勉強に集中できない、エアコンを設置してもらいたい。」との要望が増えている。

文部科学省の学校環境衛生基準では、「最も学習に望ましい条件は、冬で18〜20度、夏で25〜28度程度」と定められている。

文部科学省は工事費の3分の1を補助し、設置を促している。

本町も耐震化・リニューアル工事も行われているので、この機会に小・中学校のエアコン導入を真剣に考えては。

松尾町長 小学校卒業までの医療費の無料化は、平成20年4月から、本町も就学前乳幼児を対象に助成を行なっています。

県内60市町村中、外来受診の助成は、就学前までは、43自治体で、全体の約72%です。

入院の助成は、県内18自治体で約30%ということで、まだ少数です。

しかし、次世代育成支援、少子高齢化社会を考えると、子どもを守り育てていく環境づくり、経済的支援も含めて、真剣に考えていかなければと思います。

小・中学校のエアコンの設置は、快適な学習環境を守るうえで当然のことです。

宮若市は新しい学校再編による学校建築の場合はエアコンを設置していると聞いています。

本町も学校の大規模改修工事を行っていますが、すぐにエアコンを設置することはできませんので、しばらくの間扇風機等に対応していただきます。

ただきたいと思いま



○小竹団地の産業用地の活用は

○文化財保護政策を問う

吉野 慎一 議員

中小企業基盤整備機構の産業用地部門が、平成26年3月をもって終了する。

現在までの、機構との話し合いの状況、町としての方針(予定)、財源等の問題を含めて現状は。

なお、産業用地としてのみでなく、庁舎移転問題、住宅政策も視野に入れた土地利用は考えられないか。

文化財専門員が、今年の4月から中央公民館に配属されたことは大変評価する。

まず、町長の政治的信念によるところの、文化財行政への深い想いを聞きたい。

文化財専門員の活用方法として、例えば、まちづくりの各種イベント時の連携等、企画財政課での活用などが考えられないか。



【現在の北公民館の展示室】

松尾町長 小竹団地の産業用地について、売れなかった場合の対応を検討する時期がきたと思います。

現在14社の企業が進出しており、うち12社が操業中、建設中です。そのうち8社が自動車関連企業です。

来年3月までには完売できるように、努力するということと中小企業基盤整備機構と協議を進めているのが現状です。

団地は現在9万7000㎡の用地が残っています。

町としては、最終的に土地が残った場合、有償または無償の場合でも、少しでも良い条件で譲り受けたいと思いますので、十分に話し合いを進めていきます。

文化財保護政策ということで、専門員、学芸員の配置という決断をしました。

全体的なまちづくりの業務として十分な協議をしていきます。

住民の皆様が活用できるように、将来、中央公民館周辺に資料館の設置、また、専門職に助言をお願いし、新たな文化財保護の組織をつくる必要があると考えています。

議会が同意した人事

固定資産評価審査委員会委員



梶原 八郎 氏 (再任)

住 所 小竹町大字新多三三二番地
(新多区3組)
生年月日 昭和19年2月18日



山崎 伸一 氏 (新任)

住 所 小竹町大字御徳三三四番地二
(御徳1区8組)
生年月日 昭和23年3月7日



平田 優 氏 (新任)

住 所 小竹町大字勝野
四〇〇二番地三九
(七福区23組)
生年月日 昭和26年1月14日



人権擁護委員

西田 義雄 氏 (再任)

住 所 小竹町大字勝野三三九八番地一
(勝野1区6組)
生年月日 昭和18年9月27日

陳情・請願・意見書

◎ B型肝炎・C型肝炎患者等の救済に関する意見書採択の陳情	採 択
◎ B型肝炎・C型肝炎患者等の救済に関する意見書	可 決
◎ より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書採択の請願	採 択
◎ より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書	可 決
◎ 生活保護基準の引き下げ反対、国の責任強化を求める意見書	可 決
◎ 乳幼児医療制度の拡充を求める意見書	可 決
◎ 消費税増税の実施の中止を求める意見書	否 決
◎ 住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書	可 決

次回の定例会は、

9月5日(木) 開会予定です。

※事情により変更される場合もありますので、あらかじめご了承ください。

議会を傍聴してみませんか

傍聴場所は、役場3階議事堂内傍聴席です。

また、テレビ放映による傍聴は役場1階ロビー、総合福祉センターロビーで放映します。